
プロジェクト	排出量取引制度に係る会計上の取扱い
項目	J-クレジット等の取扱いについての検討

本資料の目的

1. 本資料では、GX 推進法に基づく排出量取引制度において活用可能な J-クレジット等の本プロジェクトにおける取扱いについて事務局の分析及び提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

背景

2. 2025 年 6 月に公布された「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」（令和 5 年法律第 32 号）（以下「GX 推進法」という。）の改正に基づく排出量取引制度（以下「GX 推進法に基づく排出量取引制度」という。）では、制度対象事業者が一定の国内・海外認証排出削減量（以下「クレジット」という。）を無効化¹した場合、当該無効化した量を GX 推進法に基づく割当年度の排出実績量の算定において、実際の二酸化炭素の排出量から控除した量を排出実績量として報告することができるとされている²。制度対象事業者は当該報告した排出実績量に相当する排出枠の量が国により通知されることにより、当該通知された排出枠の量を保有する義務を負うこととなる（GX 推進法第 36 条）。
3. 前項の GX 推進法に基づく排出量取引制度において活用可能なクレジットには、以下があるとされている。
 - (1) 国内認証排出削減量として、J-クレジット
 - (2) 海外認証排出削減量として、JCM クレジット
4. J-クレジットは、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による二酸化炭素等の排出削減量や、適切な森林管理による二酸化炭素の吸収量を「クレジット」として

¹ クレジットの無効化とは、クレジットの登録簿においてクレジットを移転できない状態にすることという。

² 「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資を行おうとする事業者に対する脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当ての実施に関する指針」（令和 8 年経済産業省告示第 29 号。以下「実施指針」という。）第 12 条。クレジットを無効化した量のうち、割当年度において制度対象事業者が排出した二酸化炭素の排出量に 0.1 を乗じた量を上限として、実際に排出した二酸化炭素の排出量から控除した量を排出実績量として報告することができるとされている。

国が認証する制度において創出されるものであり、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号。以下「温対法」という。）や「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号。以下「省エネ法」という。）での報告のほか、RE100 などの国際的なイニシアティブでの報告などでも活用可能となっている。また、J-クレジットは、2023 年 10 月に開設されたカーボン・クレジット市場での取引の対象となっている。

5. 一方、JCM クレジットは、二国間クレジット制度（Joint Crediting Mechanism：JCM）³において創出されるものであり、日本に移転した分は日本の温室効果ガス削減目標（NDC）の達成において活用されるほか、温対法の報告においても活用可能とされている。JCM クレジットについては現在、相対取引でのみ売買が可能となっており、市場取引については今後整備がなされることが検討されているものと考えられる⁴。
6. J-クレジット及び JCM クレジット（以下「J-クレジット等」という。）のように、排出実績量から控除される効果を有するクレジットについて、現行の会計基準等では取扱いが明確ではないと考えられることから、本資料では、このようなクレジットを本プロジェクトにおいてどのように取り扱うか（クレジットの包括的な会計上の取扱いを明らかにすべきか、最低限必要と考えられる取扱いを明らかにするか）、また、制度対象事業者が保有する場合にこれまで検討してきた会計上の取扱いにどのように反映すべきかについて検討を行う。

事務局の分析

（制度上利用可能なクレジットの特徴と保有目的）

7. GX 推進法に基づく排出量取引制度において活用可能な J-クレジット等には、次のような特徴があると考えられる。
 - （1）複数の排出削減義務のある制度において排出実績量から控除される効果がある。
 - （2）排出削減義務のない複数の環境関連の報告制度に利用可能である。

³ 日本とパートナー国の間で、日本の企業や政府が技術や資金の面で協力して対策を実行し、得られる温室効果ガス削減・吸収量を、両国の貢献度合いに応じて配分する仕組み。日本への削減・吸収量の移転は、パリ協定第 6 条に沿って行われる。

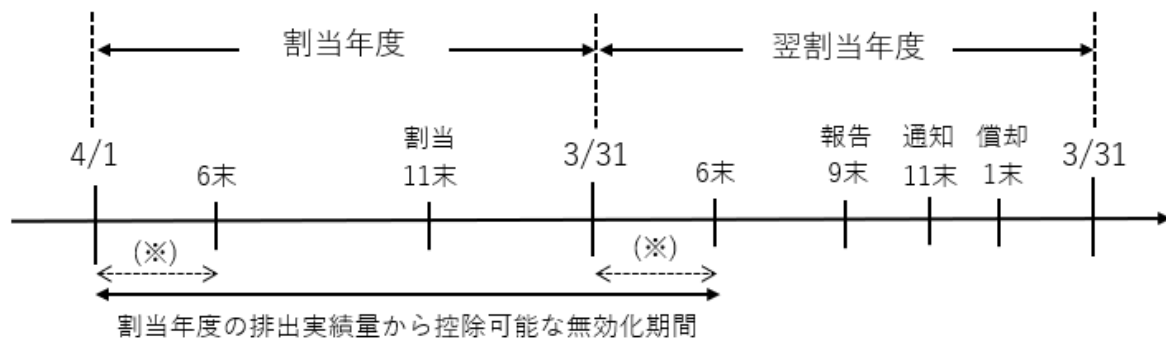
⁴ 経済産業省が 2026 年 4 月に「令和 8 年度二国間クレジット取得等のためのインフラ整備調査事業委託費（JCM クレジット取引市場の技術的検証事業）」に係る委託先の公募を行っている。

- (3) 一度の無効化によって排出削減義務のある制度とそのような義務のない制度の両方に利用可能である。
 - (4) 市場又は相対取引による売買が可能であり、第三者に販売することも可能である。特に市場価格がある場合には投機的な取引の対象となり得る。
8. 前項の特徴を踏まえると、J-クレジット等を保有する目的には次のようなものがあると考えられ、特に(1)の観点から、GX 推進法に基づく排出量取引制度においてのみ利用可能な排出枠と比べると、J-クレジット等の方が汎用性があると考えられる。
- (1) 排出削減義務のない報告制度での利用目的
 - (2) 排出削減義務の履行への充当目的
 - (3) 顧客への販売目的
 - (4) 市場での売買目的

(クレジットの特徴と保有目的に基づく会計上の取扱いの検討)

9. 本資料第7項で記載した J-クレジット等の特徴及び本資料第8項で記載した J-クレジット等の汎用性を踏まえると、会計上、J-クレジット等の利用目的ごとに将来の便益との関係を分析したうえで会計処理を検討することが考えられるが、J-クレジット等は既に取引の対象となっており、かつ、いくつかの報告制度で利用可能となっているため、実務対応報告第15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」を参照するなどにより、取得時に資産計上又は費用処理されている会計実務が存在すると考えられる。また、J-クレジット等は排出実績量から控除される効果があると同時に複数の報告制度に利用可能であり、取得後の任意のタイミングで無効化することにより複数の制度において排出量の削減の効果を反映することができるなど、取得時にどのような将来の便益と関連づけられるのかを特定することは困難であると考えられる。
10. 例えば、J-クレジットは、GX 推進法に基づく排出量取引制度における制度対象事業者が毎年4月1日から翌年6月30日までの間の任意の時点で無効化した場合、当該無効化した量を割当年度の排出実績量から控除して報告することが可能であり、また、その他の報告制度においても当該報告制度の指定する期間に対応する排出実績量と合わせて報告することが可能である。

＜J-クレジットの無効化と GX 推進法に基づく排出量取引制度のスケジュールの関係＞



(※) 4月から6月までの間に無効化したJクレジットは、無効化した月を含む割当年度の報告で使用するか前割当年度の報告で使用するか企業が選択可能

11. この点、複数の制度において利用可能なクレジットについて包括的な会計上の取扱いを検討することも考えられるが、現時点では、J-クレジット等の取引数量が限られていると考えられること、さらには GX 推進法に基づく排出量取引制度において利用可能な J-クレジット等の数量が排出量の 10%までに限定されていることを踏まえると、クレジットの包括的な会計上の取扱いを本プロジェクトの範囲に含めて基準開発を行うことの優先度は高いものと考えられる。
12. このため、本プロジェクトにおいては、制度対象事業者が J-クレジット等を保有している場合に、これまで検討してきた制度対象事業者の会計上の取扱いにおいてどのように考慮すべきかを明らかにすることを優先して検討することが考えられる。

(本プロジェクトにおける取扱いの検討)

13. 本資料第 2 項に記載のとおり、GX 推進法に基づく排出量取引制度では、制度対象事業者が J-クレジット等は無効化した場合、当該無効化した量を GX 推進法に基づく割当年度の排出実績量の算定において実際の二酸化炭素の排出量から控除できるため、J-クレジット等には制度対象事業者の排出実績量から控除される効果がある。
14. これまで検討してきた GX 推進法に基づく排出量取引制度の制度対象事業者の会計処理の基本となる考え方は、割当年度ごとに排出目標量に基づき無償で割り当てられた排出枠の量を閾値として、割当年度における排出実績量が当該閾値を上回ることが見込まれるのか、下回ることが見込まれるのかによって会計処理を行うことである。
15. このため、J-クレジット等の排出実績量から控除される効果を前項の考え方に当てはめ、会計上も、制度対象事業者が J-クレジット等は無効化した場合には、割当年度における

排出実績量に、J-クレジット等の無効化による控除の効果を反映したうえで、閾値を上回ることが見込まれるのか、下回ることが見込まれるのかの判断を行うことが考えられる。この点、本資料第8項に記載のとおり J-クレジット等にはさまざまな保有目的があると考えられることから、当該判断の時点において実際に無効化を行っている場合に、その効果を排出実績量に反映することが考えられる。

事務局の提案

16. 以上の分析を踏まえ、制度対象事業者が J-クレジット等を無効化した場合には、会計処理の基本となる考え方に従い、割当年度の排出実績量に J-クレジット等の無効化による排出量の控除を反映することとしてはどうか。

ディスカッション・ポイント

第7項から第15項までの事務局の分析及び前項に記載した事務局の提案について、ご意見を伺いたい。

以 上